

『公益社団法人日本アロマ環境協会』精油認定制度について

1. 本制度発足の主旨

○アロマテラピーの普及により、市場には多くの『精油』ブランドが存在すると言われています。しかししながら、アロマテラピーに使えるかどうか区別がつかないオイルや、消費者に知らせるべく製品についての基本的な説明や情報が欠けているものもあります。また、不注意な取り扱いによる火災や子供があやまって飲んでしまった、などの事例の報告もあり、さらには「信頼できるブランドを教えて欲しい。」といった声も多く寄せられています。

そこで、消費者を保護するとともにアロマテラピーが安全で正しく発展できるよう、精油製品に統一した「表示基準」を定め、企業の信頼性の向上をも併せた精油の認定制度が必要と考え、平成12年11月に本制度を発足させました。

2. 本制度の名称

○この認定は一定の条件を満たした「精油ブランド」を認定するもので、制度名を『**公益社団法人日本アロマ環境協会表示基準適合精油』認定制度とし、認定を受けた精油を『**公益社団法人日本アロマ環境協会表示基準適合認定精油』とします。この制度は企業ではなく、『**精油のブランド**』を認定するものです。****

3. 「認定項目」に対する基本的な考え方

(イ) 植物には各々学名が付けられており、また生産地によって香りや品質が異なる場合があり、さらに『精油』は独自の方法で抽出されております。アロマテラピーに関心を持たれる消費者、特に初めての方には少なくとも基本的な精油製品情報は知らせる必要があります。

(ロ) アロマテラピーが発展するためには、不慮の事故がおきないよう十分な注意が不可欠となります。特に注意事項の不備による事故はあってはなりません。従いまして、消費者の安全を守るために「使用上の注意事項」の表示をしっかりと徹底させる必要があります。

(ハ) 各企業は輸入、保管、管理、場合によっては充填などのほか、医薬品医療機器等法およびPL法などの重大な責任を負っています。ですから悪質な虚偽の表記や事実などは絶対あってはなりません。また消費者からの信頼を得るためにも企業モラルが厳しく問われます。

(ニ) 認定にあたって、各企業が販売する商品を、協会がその品質を保証するようなことは避けねばなりません。精油の化学的組成の分析は、商品の品質や中身まで立ち入る品質認定や保証になりかねず、今回の「表示基準」の認定項目にはなじまないと考えます。

*そこで、『**公益社団法人日本アロマ環境協会表示基準適合認定精油**』の認定項目は、

(1) 基本的な**「精油製品情報」**がもれなく記載されていること。

(2) **「使用上の注意事項」**がしっかりと明記されていること。

(これら二つを、**<表示基準>**と呼びます。)

(3) 認定申請する法人は高度な**「企業モラル」**を遵守すること。

以上の3項目が重要な点と考え、**<表示基準>**が適正かどうか、また協会が求める**<企業モラル>**が維持確立されているかどうか、が認定条件として必要な項目と考えます。(詳細は**規定書**の通り)

『公益社団法人日本アロマ環境協会表示基準適合認定精油』規定書

1. 認定対象者

公益社団法人日本アロマ環境協会法人正会員であること。

2. 認定対象となる精油

- ・ローズなどのアブソリュートを含むすべての精油。
- ・ベンゾインなど、その精油を使用可能にする目的でアルコール等の溶剤で希釈した精油も認定対象精油とする。ただし、その場合は希釈率 0.0% と必ず明記すること。
- ・ホホバオイルその他植物オイルで希釈した精油、およびブレンドオイル(精油同士)は認定対象精油とはしない。

3. 認定項目

(1) 精油製品情報の記載 (2) 使用上の注意事項の記載 (3) 企業モラルの遵守

以上 3 項目の徹底を認定条件とし、「精油のブランド」を認定する。

4. 認定項目の細目

(1) 精油製品情報

No.	製品情報	詳細	No.	製品情報	詳細
1	ブランド名	—	5	抽出方法	—
2	品名	植物の名前 (通称名)	6	生産国(地)又 は原産国(地)	—
3	学名	—	7	内容量	—
4	抽出部分(位)	—	8	発売元または輸入元	製造元または販売元 でもよい

<順不同でも可>

- ・これら 8 項目をすべて記載し、原則として学名以外は日本語表記とする。能書やリーフレット、パンフレットなどに分散していてもよいが、精油 1 本につき 1 枚を添付すること。
ただし、同一消費者であると考えられる場合は精油が複数でも 1 枚でよい。
- ・能書やリーフレットなどに、認定精油と認定対象とならない精油が一緒に記載されている場合は
<○○○は×××で希釈しているため認定対象外となっております>と明記すること。

(2) 使用上の注意事項

- ◆原液を皮膚につけないでください。
 - ◆絶対に飲用しないでください。
 - ◆お子様の手の届かないところに保管してください。
 - ◆火気には十分ご注意ください。 <順不同でも可>

- ・これら 4 項目をすべて記載する。(自主的に 4 項目以上あれば、なお可)
- ・記載箇所に関しては、(1) の精油製品情報に準ずる。
- ・文章の表現は上記に準じた表現でも可。ただしこれら 4 項目は最低限明記のこと。

(3) 企業モラル

製品の品質は原則的に各法人が負うことになり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）・製造物責任法（PL法）・不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）等の責任も問われてきます。さらに消費者からの信頼を損なわないよう商品の管理には十分な注意をはかるとともに高度な企業モラルを遵守維持しなければならない。

◆確認書の提出

別紙の『確認書』参照

5. OEMによる取引形態の場合の認定申請の取扱い

OEMによる取引形態の場合の認定申請の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 認定申請者は、認定対象者（法人正会員）であること
- (2) 認定申請者は、発売元、販売元、製造元、輸入元のいずれかに該当すること
- (3) 商品には、必ず認定申請者が明記されること

6. 認定を取得した精油の表現方法

- (1) 協会から所定のキヨズリが支給され、製品の箱やラベル、能書などに印刷使用できる。
<見本>

公益社団法人日本アロマ環境協会
表示基準適合認定精油

または

AEAJ 表示基準
適合認定精油

- (2) リーフレットや能書などに所定のキヨズリのほか、次のような表現ができる。

(○○○には、精油のブランド名が入ります。○○○のかわりに「この精油は」、「本品は」でもよい)

◆○○○は『公益社団法人日本アロマ環境協会表示基準適合認定精油』です。

◆○○○は『公益社団法人日本アロマ環境協会』が定める表示基準に適合し認定された精油です。

◆『公益社団法人日本アロマ環境協会表示基準適合認定精油』

- (3) 認定された精油ブランドを扱う企業やお店、スクール等は販促面において次のような表現ができる。（パンフレット、ポスター、協会公式サイト、雑誌広告などの掲載に）

◆当社の○○○は、『公益社団法人日本アロマ環境協会表示基準適合認定精油』です。

◆当社の○○○は、『公益社団法人日本アロマ環境協会』が定める表示基準に適合し認定された精油です。

◆当社では、『公益社団法人日本アロマ環境協会表示基準適合認定精油』○○○を扱っております。

*文中の当社は当スクール・当サロンなどに置き換えてよい。なくても可。

<注意>

- ・精油のブランド名は必ず記入しなくてはならない。<○○○のところ>
- ・本協会のロゴおよびロゴマークは使用してはならない。
- ・『公益社団法人日本アロマ環境協会』のかわりに『AEAJ』でもよい。
- ・表示の大きさに制限はありません。
- ・あたかも精油の品質そのものを認定されたかのような誤解を受ける表現は絶対に慎んでください。

7. 認定の取り消しと罰則

- (1) 認定を取得したのち、重大な虚偽の事実や著しい企業モラルの欠如が判明した場合は、事務局において指導し、指導に従わない場合は理事会にはかり、承認を得たうえで本認定を取り消す。
- (2) 悪質な場合は、機関誌等で企業名の公表もありえる。

8. 認定の有効期限

- (1) 認定の取り消しを受けない限り、本協会が存続するあいだ無期限とする。
- (2) 本協会を退会した場合は、その時点で効力を失う。

9. 認定内容の変更

- (1) 認定を取得した後、以下の変更事項が生じた場合は、事務局に一ヶ月以内に関係資料を提出する。その際、変更に伴う新たな認定料は発生しない。
 - (2) ブランド名の変更は認めない。ブランド名が変更になる場合は、旧ブランドの取下げ届を提出し、新ブランドとして新たに申請する。
 - (3) 認定されたブランドが別の法人正会員の取り扱いとなる場合、新たな取り扱い法人は、変更届および確認書を提出する。

変更事項	提出物
法人正会員名および組織変更（例：有限会社→株式会社）	『変更届』
品名、学名、抽出部位、抽出方法、原産国	特に手続きの必要なし
同一ブランド内の新規取り扱いまたは取り止めの精油	①『変更届』 ②商品の写真（追加の場合）
著しいパッケージ変更	①『変更届』 ②商品の写真
内容量	『変更届』

10. 認定料および認定証

- (1) 1つのブランドにつき、28,500円+税を認定料とし、所定の「認定証」を発行する。

11. 認定の告知

- (1) 機関誌・協会公式サイトにて順次掲載する。また外部からの問い合わせに対してもPRを行う。

12. 認定の申請と審査

○事務局で審査し事務局長が決定する。

<提出物>事務局へ提出

No.	提出物	詳 細
1	商品見本	精油製品情報、使用上の注意を明記したもの。別添、箱など含む。(30種類あっても提出は1種類で可)
2	品名リスト一覧	すべての製品の一覧表。能書、リーフレットに記載があれば可。
3	写真	商品を撮ったもの
4	申請書 1部	

▼ 現物見本が完成していない場合は、印刷前の完全版下でもよい。ただし、現物(箱含む)は必ず作成し提出すること(切り貼りしたものでもよいが、手書きは不可)。

<認定を承認されてから、「公益社団法人 日本アロマ環境協会表示基準適合認定精油」の印刷が可能>

1 3. 認定の承認

- (1) 審査を経たのち、理事長の承認を得て理事会に報告する。
- (2) 承認の連絡を受けた企業は、<認定料>を納付のうえ、所定の<確認書>に署名・捺印し本協会に提出する。
- (3) <認定証>が本協会から発送された段階で、はじめて本認定が有効となる。

1 4. 規則の変更

- (1) 本規則の変更は、理事会の決議によるものとする。

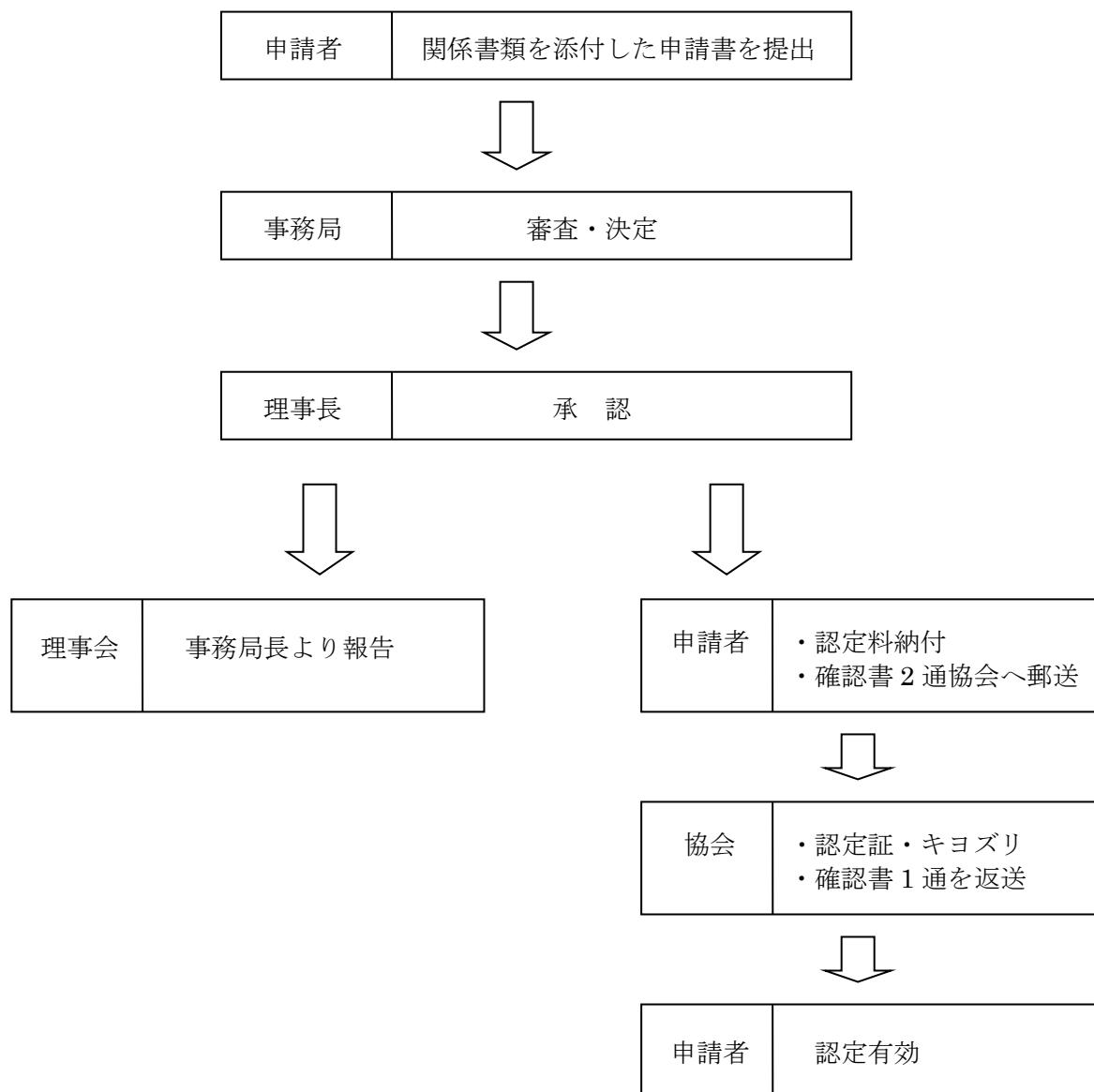
- (2) 制定及び改正

制定日 平成 12 年 11 月 20 日

改定日 令和元年 10 月 1 日

施行日 令和元年 10 月 1 日

1.5. 申請から認定までの流れ



以上